

議案第16号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年3月11日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成11年3月24日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「124,900円」を「150,000円」に、「68,300円」を「82,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。